

姫路市立市民会館解体工事設計施工一括発注に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的等

姫路市(以下「本市」という。)の市民会館について、解体工事を行う予定としています。

本市としては、市民会館の解体について、安全かつ効率的な施工計画の策定及び施工の実施を図るため、DB方式(設計・施工業務を一括して発注する方式)により解体することを想定していますが、本市にとっての最適な発注とするため、民間事業者の皆様のご意見やご提案をお伺いしたいと考えます。

そこで、民間事業者の皆様との対話を通し、DB方式(設計・施工業務を一括して発注する方式)についての懸念点のほか、効果的・効率的な施工内容、施工スケジュール、想定される諸課題や解決方法を把握するため、サウンディング型市場調査(以下「本調査」という。)を実施します。

2 本事業の概要

(1) 対象施設

姫路市市民会館

(2) 事業内容

対象施設をDB方式により解体を行う。

(3) 事業開始までのスケジュール

令和8年6月 サウンディング型市場調査

令和8年度末 閉館

令和9年度 本事業受注者決定

契約締結

※注意 上記「2 本事業の概要」は、本調査の結果等により変更する可能性があります。(別紙1も同様です。)

3 本調査の対象者

本事業の主体となり得る事業者

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者

- (2) 参加申込書提出時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和 62 年 6 月 25 日 制定)第 2 条又は第 3 条により指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団(姫路市暴力団排除条例(平成 24 年姫路市条例第 49 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(姫路市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。)である者
- (5) 国税、県税、市税を滞納している者

4 本調査での対話内容

以下の内容等についてご意見等をお伺いします。下記 5(3)により、事前のご回答をお願いします。

- ・市民会館の解体工事について
- ・DB 方式(設計施工一括発注方式)について
- ・その他

5 本調査のスケジュール、進め方

(1) スケジュール

実施要領の公表	令和 8 年 5 月 29 日(金)
参加申込み	令和 8 年 6 月 1 日(月) 9 時～6 月 11 日(木) 17 時
対話日時等の連絡	令和 8 年 6 月 16 日(火)～18 日(木)
対話の実施	令和 8 年 6 月 23 日(火)～26 日(金)
本調査結果の概要の公表	令和 8 年 7 月下旬

(2) 参加申込み

本調査へ参加を希望される場合は、電子申請システムにて申請してください。

○電子申請システム(下記 URL か QR コードから申請してください。)

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/procedures/apply/5e4db025-ee97-428c-a18f-dc263bd096b7/start>

※参加希望日及び時間帯を 3 か所入力してください。



(3) 対話内容に関する事前質問シートの提出

対話を希望する事業者は、「対話内容に関する事前質問シート」にご記入のうえ、送付期限までに下記「6 問合せ(送付)先」まで電子メールで提出してください。なお、電子メールの件名は「【○○】事前質問シートの送付」(○○は参加申込書に記載した事業者名)としてください。いただいた内容に基づき対話を実施します。

【送付期限】 令和 8 年 6 月 11 日(木) 午後 5 時

(4) 対話日時等の連絡

参加申込の参加を希望する事業者に対して、実施日時及び場所等を電子メールにて連絡します。調整の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【本市からの連絡】令和8年6月16日（火）～18日（木）

(5) 対話の実施

・事前に提出いただいた「対話内容に関する事前質問シート」に基づき、個別に非公開で実施いたします。

・参加のために追加資料を作成していただく必要はありませんが、資料をご用意いただく場合は、当日計7部ご用意ください。なお、資料の返却はいたしません。

【日時】令和8年6月23日（火）～26日（金）のうち1日

【場所】別途案内します。

【時間】1時間程度

(6) 本調査結果の概要の公表

本調査の結果は概要としてとりまとめ、後日公表します。公表にあたっては、参加された事業者の内容を事前に確認します。また、参加された事業者の名称は公表しません。

(7) 留意事項

① 本調査は、本事業を検討するための予備的調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。

そのため、その後の事業者公募の内容が、本調査で提案された内容を強く反映された内容であっても、当該提案を行った事業者が選定されるとは限りません。

② 本調査への参加実績は、事業者選定の際に優位性を持つものではありません。

③ 市と事業者双方の発言は、あくまでも本調査時点での想定のものとし、何らの約束をするものではありません。

④ 本調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

⑤ 必要に応じて追加対話、文書照会及びアンケート等を実施させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

⑥ 提出された書類は返却しません。また、調査結果の概要の公表や今後の本整備事業実施に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

⑦ 本市が提出した資料は、本調査に関する検討以外の目的での使用を禁止します。

6 問合せ（送付）先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市 市民活動推進課（担当：湯口、原田）

電話：079-221-2560

電子メール : ikigai-shiminkaikan@city.himeji.lg.jp